

市民税課税層の食費・居住費の特例減額措置のご案内

介護保険施設を利用する場合の食費と居住費は、原則自己負担となります。ただし、市民税課税世帯で以下の認定要件を全て満たす方は、申請を行うことで食費、居住費のどちらか一方、またはその両方を第3段階②として給付を受けられる場合があります。要件を確認のうえ、該当する可能性がある場合は介護保険課へご連絡ください。

【対象サービス】※有料老人ホーム、グループホーム及びショートステイは対象外

- 介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）への入所
- 地域密着型介護老人福祉施設への入所

【認定要件】

- | |
|---|
| ① 世帯の構成員の数が2以上
※同一世帯内に属していない配偶者も世帯員数に含む。
※施設入所により世帯が分かれた場合は、入所前の世帯員数。②～⑥において同じ。 |
| ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設へ入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担している |
| ③ 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年（その日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年）の「公的年金等の収入金額+年金以外の合計所得金額」を合計した額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下になる
※介護サービス利用者が複数居る場合は、利用者全員の費用を合算して控除した額。 |
| ④ 全ての世帯員及び配偶者の、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下 |
| ⑤ 全ての世帯員及び配偶者が、日常生活のために必要な資産（居住用家屋等）以外に利用できる資産を所有していない |
| ⑥ 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない |

【提出書類】

- ①介護保険負担限度額認定申請書
- ②同意書
- ③特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る資産等申告書
- ④年金振込通知等収入の分かるものの写し全て（同世帯員及び配偶者全員の分）
※給与収入については、前年収入が分かる所得証明書、源泉徴収票、確定申告書のいずれか一点
- ⑤契約書（施設利用料が分かるもの。直近の施設利用料金請求書でも可）
- ⑥預貯金の分かるものの写し（同世帯員及び配偶者全員の分）
※預金通帳の場合は表紙もコピーが必要です。

相模原市 介護保険課 総務・給付班
電話番号 042-707-7058